

ID: 66

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	八頭町総合運動公園条例 第6条第1項		
例規番号	平成17年条例第93号		
<p>【根拠条文】 (行為の制限) 第6条 公園において、営利を目的とした次の各号に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受け、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として、写真又は映画を撮影すること。 (3) 興行を行うこと。 (4) 展示会、集会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所、内容その他規則で定める事項を記載した申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、第1項に掲げる行為が、町民の公園の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、許可することができる。</p> <p>4 教育委員会は、第1項の許可に、公園施設管理のため必要な範囲内で、条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日